

手話言語法（仮称）制定を求める意見書

手話とは、言葉を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

一方で、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国際連合の「障害者の権利に関する条約」には、「手話は言語」であることが明記され、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国や地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化の施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聴覚障がい者が手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え

る。

よって、国におかれては、手話言語法（仮称）を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} あて

小田原市議会議長